建築基準法等に基づく許認可に係る事前相談調書

（道路関係以外の許認可に使用する調書です）

※「建築指導課企画基準係」まで電話で連絡のうえ，メールで送付いただくことも可能です。

様式URL

相談日　　　　　年　　月　　日

網掛けの項目に　チェック☑　又は　記載　のうえ，提出してください。

１　相談者，相談地（全項目　記入必須です。　名刺の添付でも結構です。）

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者氏名 |  |
| 代理人氏名 |  |
| 代理人住所 |  |
| 代理人連絡先 |  |
| 申請地 |  |

２　提出図面（必要な図書を添付してください。　付近見取図，規制図は必須です。）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| □ | 付近見取図 | □ | 規制図（※） | □ | 配置図 | □ | 平面図 | □ | 立面図 | □ | 断面図 |
| □ | 土地・周辺の写真 | | | □ | 構造図 | □ | 面積表 | □ |  | □ |  |

※以下のＵＲＬ（京都市都市計画情報等検索ポータルサイト）で規制内容を確認，出力してください。

<http://keikan-gis.city.kyoto.lg.jp/cityplanning/portal/>

３　相談事項（相談項目の分類のチェックと具体的な相談事項の記載は必須です。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 建築基準法に関する手続等について | | | |
| □ | 道路内建築物許可（法第４４条） | □ | 用途の許可（法第４８条） |
| □ | 卸売市場等の特殊建築物の敷地の位置に係る許可（法第５１条） | □ | 第１種低層住居専用地域内における建築物の高さの認定（法第５５条第２項）又は許可（法第５５条第３項） |
| □ | 日影規制を超える日影を有する建築行為に係る許可（法第５６条の２） | □ | 総合設計制度に基づく容積率，斜線制限の緩和に係る許可（法第５９条の２） |
| □ | 仮設建築物の建築に係る許可（法第８５条） | □ | 一団地の認定（法第８６条） |
| □ | 建築基準法に基づくその他の許可又は認定 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| □ | 建築協定について | □ |  |
| 建築基準法に基づく条例に関する手続等について | | | |
| □ | 京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例について | □ | 京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例について |
| □ | 特別用途地区に係る条例について | □ | その他の条例について |
| □ | その他の条例について | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| 相談事項：下欄に具体的に記載してください。書き切れない場合は別紙を追加してください。 | | | |
|  | | | |

４　同意事項（必須です。）

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 以下の事項について同意の上，事前相談調書を提出します。 |

・　３に記載の相談事項以外の建築基準法の適合性について審査を行うものではありません。

・　回答までに概ね２～３週間を要します。回答にあたり，追加の資料を求める場合があります。

・　回答後に相当の期間が経過すると，取扱い等が変更になる場合がありますので，改めて御相談ください

（原則として回答後１年経過したら本調書は廃棄します）。

|  |
| --- |
| （※）行政記入欄です。記入しないでください。 |
| 回答日  回答者  回答内容 |